

基安発第 0722001 号

平成 17 年 7 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

### 石綿取扱い事業場名等の公表について

社会的に大きな関心を集めている石綿による健康問題に対しては、人々の不安を不必要に増幅させることのないよう、厚生労働行政としての最大限の対応をできる限り迅速に行うことが求められている。

現在、厚生労働省は、石綿による健康障害を予防するため、過去に石綿作業に従事していた者に対して、健康診断を受診するよう広く呼びかけを行っている（平成 17 年 7 月 15 日付け基発第 0715001 号）ところであるが、相当の期間が経過していること、当時石綿を取り扱っているという認識を持たずに作業を行っていた場合も考えられること等から、石綿作業に従事していたかどうかを自分自身で把握することが困難である可能性もある。石綿作業が行われてきた事業場名を公表すれば、これらの者も自分が石綿作業を行っていたかどうかを確認することが容易となり、健康診断の受診が促進され、労働者の健康障害の予防をより確実なものとする事ができる。

一方、地域住民や家族にも石綿による健康障害が報道されており、事業場名を公表すれば、直接石綿作業に従事していない一般国民の間でも健康診断の受診などの健康障害予防が図られ、国民の生命・健康の保持にも資すると考えられる。

このため、下記により緊急に石綿取扱い事業場名等の公表を行うこととしたので、その的確な実施に遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 1 公表対象

現在、都道府県労働基準局において把握している、平成 4 年以降の石綿に係る特殊健康診断結果の報告を提出したことのある事業場（既に取扱いを行っ

ていない事業場及び廃止した事業場を含む)のリストを全数公表することとする。

## 2 公表の進め方

### (1) リストの作成

都道府県労働局において、平成4年以降の石綿等製造取扱いに係る特定化学物質等健康診断結果報告提出事業場をリストアップし、事業場リストを作成する。事業場リストに含める情報は以下のとおりとすること。

- ①事業場の名称
- ②事業場の住所
- ③業種
- ④石綿を取り扱っていた期間
- ⑤石綿に係る具体的な作業内容

※④及び⑤については、下記(2)において確認して作成する。

### (2) 事業場に対する通告及び確認

都道府県労働局においては、遅くとも7月26日(火)までに、事業所リストに記載した事業場に対して、電話等によりあらかじめ事業場名等を公表することを通知するとともに、上記④及び⑤の項目について事業場に確認する。この際、離職者に対し健康診断を実施するよう要請することとする。

### (3) 公表

公表は7月28日(木)に行うものとする。その際、上記④及び⑤の項目がどうしても確認困難な場合は、同欄を「調査中」とし、判明しだい追加修正していくこととする。事業場が廃止されている場合は④の欄にその旨記入する。

公表の方法は、本省及び各地方局において、同時に記者発表を行うとともに、書面で閲覧できるようにし、可及的速やかに本省及び各地方局のHPに掲載することとする。なお、記者発表に当たっては、各新聞等のメディアにリストの掲載に協力を要請することとする。

※ 本省及び地方局において同時に記者発表を行うため、7月27日(水)の可能な限り早い段階で、局ごとにとりまとめたリストを電子データで本省化学物質対策課(メールアドレス:sasaki-kuniomi@mhlw.go.jp)まで送付すること。

(4) 公表に当たっての留意事項

事業場のリストを公表するに当たっては、必ず以下の説明を明確に付記することとする。

- ・ リストは、平成4年以降に石綿に係る健康診断を行ったとして労働基準監督署に対しその結果報告があった事業場の一覧であること。
- ・ リストの事業場の中には、すでに石綿の取扱等を中止しているところ、事業場を閉鎖したところ、事業場の名称、所在地等に変更のあったところもふくまれていること。
- ・ リストの事業場における石綿の取扱等の業務の内容、取扱量は様々であり、実験室内での取扱など事業場外に飛散する恐れのない状態で取り扱っていたようなところなども含まれていること。

(5) 本省担当

労働基準局安全衛生部化学物質対策課 塚本、佐々木 (内5510)

労働衛生課 武末、大村 (内5495)